

尙ほこゝに考へざる可らざるは、大石の年號の上より見たる在位年數は延慶三年を康國と改ため後これが十年に及びしものにて、合して十二年なるに（延慶三年を康國と改ためたるものにして、兩者の和は十三年には非ず）何故に本文に在位二十年と記せりやとの問題これなり、蓋し此の問題については從來種々の說あれども、要するに第一は在位年數二十年なるものを誤れりとして之を採らず、單に年號の和に據らんとし（續通鑑、續綱目、萬斯同紀元彙攷、齊召南歷代帝王年表）、第二は之に反して在位年數二十年なるものに重きを置き、年號の數を之に従がつて按配せんとするものなり。而して此の中にも亦た二種あり。一は即ち錢大昕の説く所にして（養新餘錄卷八西遼紀年）延慶なる年號は十一年に亘りたるものと考へ、これに康國十年を合して以て二十年の在位と見んとし、二は李光庭の説にして（漢西遼始末年月考卷三）本文に康國十年とあるは、其の下に「七」の字を脱したるものにして、延慶の三年と合して在位二十年におよびしものと見んとするものなり。此等の兩氏が年號の和と在位年數とを調和せしめんとしたるは、第一の考へに比して一步を進めたるものなるは争ふ可らざるも、然も錢氏が「延慶三年、班師東歸、馬行二十日得善地、遂建都城號虎思斡兒朵、改延慶爲康國元年」との本文に對して、延慶も十一年に亘りしなりと解かんとするは、餘りに根據薄弱なるを免かれず。李氏の説も何等の據を有するものにあらず。余は此等の説に反して在位年數として擧げらるゝものも、年號として擧げらるゝものも、共に正しきものなりと考へんとす。何となれば大石が王を稱したるは實に金史によるも遼史によるも、既に彼が天祚帝に反きて獨立したることにして、決して西方に至りてより後のことには非ず。而して遼史には大石が葛兒罕を稱へたる際、延慶と改元したりとこそ記せども、決して初めて年號を建てたりとは記さず。既に改元といへば其の以前に大石が年號を有せしか、或は遼の保大の年號によりたるを改ためしものか、何れかの